

いわて第2クリーンセンターで処理する一般廃棄物について

二戸地区クリーンセンター

二戸地区クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設として平成7年7月から稼働しており、二戸広域4市町村のごみ処理を行っております。

これまで、二戸地区クリーンセンターで処理が困難なごみは、種別を指定し、九戸村にある「いわて第2クリーンセンター」で処理を行ってきたところです。

二戸地区クリーンセンターは、老朽化により焼却量が減少し、処理が困難なごみが増えしており、機械のトラブルや、老朽化の進行をできるだけ防ぐため、ごみの減量化にさらに取り組む必要があります。

こうした現状を踏まえ、二戸広域4市町村の一般廃棄物処理実施計画を見直し、いわて第2クリーンセンターで処理する一般廃棄物の種別を変更することといたしました。

つきましては、下記の表の5番と6番を追加し、平成27年8月1日以降(布団・畳については10月1日以降)、いわて第2クリーンセンターで処理する一般廃棄物の種別を下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。

二戸地区クリーンセンターの負荷軽減のため、何とぞご協力をお願ひいたします。

記

いわて第2クリーンセンターで処理する一般廃棄物

番号	区分	内容
1	一般廃棄物と産業廃棄物の混合物	事業所からの紙オムツ等
2 ※	草・木類	①建設廃材以外の木くず ②道路等の維持管理による草・木類
3 ※	紙くず（リサイクルできないもの）	①リサイクルできない段ボール ②機密書類（官公庁、銀行等）
4 ※	火災廃棄物	火災に伴って発生した一般廃棄物
5 ※	布団・畳	
6	管内市町村の収集運搬計画上、いわて第2クリーンセンターで処理すべきと判断されたごみ	九戸村及び九戸村商工会主催の各種行事で発生したごみ等

※2から5については、1日搬入限度量200kg（軽トラック1台程度）とし、二戸地区クリーンセンターでも受け入れます。

※1草類を持ち込む場合は、あらかじめ乾燥させてから搬入願います。